

杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月18日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第94号

杉並区災害復興本部に関する規則の一部を改正する規則

杉並区災害復興本部に関する規則（平成31年杉並区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項後段を削る。

附 則

この規則は、令和8年9月21日から施行する。